

質 問 書 (一 覧 表)

事業名称：東灘区文化センター他 3 施設 ESCO 事業

No	質問内容	回答
補助金の活用	<p>灘区民ホール・北区文化センターすずらんホールの補助金活用についてです。</p> <p>補助金は単年度ごとの予算要求のため、補助金内容が変化する可能性がございます。そのため、本事業の補助金申請時に提案書提出時と補助対象や補助金額に変更が生じる可能性がございます。提案書提出時と補助金内容に変更があった場合は、再度申請補助金について協議できる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、提案審査項目にある「補助金等の獲得の可能性について具体的な提案があること」の具体的な提案とは、令和 5 年度に募集があった補助金等の内容をもとに提案するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、令和 5 年度に募集があった補助金等の内容をもとに提案してください。</p>
照明更新対象範囲と契約時の変更対象の考え方	<p>本事業の照明更新対象範囲と契約時の変更対象の考え方についてです。</p> <p>提案時の照明設備の対象器具は「別添 6 照明器具リスト」参照とありますが、「別添 6 照明器具リスト」の数量をもとに照明の提案書を作成するという認識でよろしいでしょうか。この場合は間引き等を一切加味せず、全数点灯している前提で提案するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「～現場との不整合については契約時の変更対象とする。」とありますので現場で使用していない照明については、契約時に対象外とすることができるという認識でよろしいでしょうか。さらに照度についても現状の性能以上を担保できることができれば良いので、再度機器選定をし直すことができるという認識でよろしいでしょうか。不使用の機器を更新したり、照度を上げたりすると増エネルギーになります。</p>	<p>「別添 6 照明器具リスト」の数量をもとに全数点灯している前提で提案してください。</p> <p>また、現場で使用していない照明については、契約時に対象外にすることができるというご認識のとおりです。</p> <p>さらに照度についても現状の性能以上を担保できることができればよいというご認識のとおりです。</p> <p>例) 一室 4 台の内 3 台更新、1 台不使用（間引き等）の場合。 3 台（更新）点灯で既設照度を確保。</p>

(様式第 1 号の 2)

No	質問内容	回答
照明の省エネルギー削減量の考え方	<p>本事業の照明の省エネルギー削減量の考え方についてです。</p> <p>「～現場との不整合については契約時の変更対象とする。」とありますが、照明台数及び選定器具に変更が生じた場合は省エネルギー削減量にも影響がございます。この場合は提案時の省エネルギー削減量も契約時の変更対象となるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この変更により必須更新対象箇所として「別添 6 照明器具リスト」に記載の範囲においても、シェアードセイビングス ESCO 事業が成立しなくなった場合は協議の上対象外にできるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、協議の上対象外にできるというご認識のとおりです。</p>
予想されるリスクと責任分担	<p>貴市と事業者との予想されるリスクと責任分担についてです。</p> <p>昨今の情勢上、今後も物価上昇が続くことが予想されます。「別添 2 責任分担」に急激なインフレ・デフレによる物価の上昇（計画設計段階及び建設段階）は貴市と事業者の両者のリスク分担となっておりますが、労務単価についても単価上昇が発生した場合は両者のリスクとして協議することができるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また機器の納期についても事業者の責による遅延でない場合は、仕様変更・金額変更について協議することができるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、機器の納期についてもご認識のとおりです。</p>
経済波及効果に関して	<p>貴市の経済波及効果に関して市内業者と評価対象の関係についてです。</p> <p>「別添 4-2 評価項目表」の本市経済波及効果の記載の中に、「市内事業者(市内に本店または支店・営業所を置く事業者)の活用～」と「市内に本店を置く事業者の活用～」と分けて明記されていますので、18,19 の評価項目においては「市内に支店・営業所を置く事業者」は評価対象外となる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、3 次請け以降についても同様に評価対象となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、2 次以降（3 次含む）も下請けに該当し、評価対象となります。</p>

(様式第 1 号の 2)

No	質問内容	回答
P C B 含有の確認	<p>照明器具安定器の P C B 含有の確認についてです。</p> <p>既に貴市にて調査済みであり、含有器具は一切ないと認識で良かったでしょうか？もし未確認の場合は P C B 含有について、着工時に対象施設の施工年数よりメーカーホームページ等で確認したものを提出するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、施工中に疑わしい安定器が発見された際は、その都度対象の安定器の P C B 含有を確認するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>PCB 含有については、未確認となります。</p> <p>確認方法については、ご認識のとおりです。</p>
石綿含有に関する取扱い	<p>石綿含有に関する取扱いについてです。</p> <p>過去に貴市にて調査済みであり、事業対象となり得る、撤去機器、配管、ガスケット類、天井ボード、吹き付け断熱等の箇所においては事業者で再調査は必要無いという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>未調査箇所が事業の対象となった場合の調査費、調査結果に基づいた対処費用等は別途という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>想定される撤去機器（吸収式冷温水機）については予備調査の結果、含有していないことを確認しています。その他、事業対象と現段階で想定していない配管、ガスケット類、天井ボード、吹き付け断熱に関しては、未調査です。</p> <p>なお、未調査箇所等の対処費用については、事業費に含みます。</p>
事業者が閲覧できる資料	<p>提案要請を受けた事業者が閲覧できる資料に関してです。</p> <p>主要機器の運転スケジュールと運転管理データは、配布資料として後日データで頂戴できるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、応募者に配布される資料の「維持管理費」ですが、吸収式冷温水機、誘導灯バッテリー、照明ランプ等以外に、冷却水管理費(レジオネラ属菌分析費、薬品費、投入費)、煤煙濃度測定、熱源機器自動制御機器保守点検、ポンプ廻り等の費用も一切が含まれているとの認識でよろしいでしょうか。この場合は配布資料にて項目毎に費用を計上された資料を配布されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、維持管理費についてもご認識のとおりです。</p>
契約体制について	<p>本事業の契約体制についてです。</p> <p>本事業は 4 施設一括での削減保証を想定しており、4 施設一括での省エネルギーサービス契約の締結という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また一括契約の場合は補助金の採択結果が発表された後に工事着工となる、補助金に則ったスケジュールになるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、工事着工についてもご認識のとおりです。</p>

(様式第 1 号の 2)

No	質問内容	回答
更新対象機器の設計基準に関して	更新対象機器の設計基準に関してです。 更新機器選定を行う際に、現地の運用状況や運転管理データをもとに現状以上の室内環境を満たすことができると事業者が判断した場合は、機器をダウンサイジングできるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
固定資産税と ESCO サービス終了後の対応について	本事業の固定資産税と ESCO サービス終了後の対応についてです。 本事業で更新・導入機器については固定資産税等の支払いは必要ないという認識でよろしいでしょうか。 また、「ESCO 事業終了時の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとする。」とありますので、ESCO サービス終了時には現状有姿・無償譲渡とする認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、サービス期間終了時についてもご認識のとおりです。
維持管理費に関する考え方について	熱源の維持管理費に関する考え方についてです。 「灘区民ホール吸収式冷温水機 2 台、北区文化センターすずらんホール吸収式冷温水機 2 台の更新後設備オーバーホール費は含まないものとする。」とは熱源機器の冷暖切替えや煤煙濃度測定などの費用は事業者負担となりますが、熱源機器及び付随する周辺の経年劣化に伴うオーバーホール費用は維持管理期間中に別途見積り提出ができるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
提案募集要項 3.2(1)	今回、LED 照明器具、吸収式冷温水機が改修設備となっておりますが、建設役割の企業を照明・空調等工事を 2 社に分けて応募する場合、グループ構成表を 2 社記載しても良いのでしょうか。複数の建設役割のグループ構成員は、どちらか 1 社を選定する必要がありますでしょうか。	2 社に分けて応募する場合は、2 社とも記載をお願いします。
提案募集要項 3.3	本記載内容について、グループで参加する場合、グループとして記載の要件を満たしていれば宜しいでしょうか。それとも、(4) (5) (6) (7) (8) の記載の要件をそれぞれの役割を担う応募者が要件を満たす必要がありますでしょうか。	グループとして記載の要件を満たせばよろしいです。

(様式第 1 号の 2)

No	質問内容	回答
提案募集要項 3.3(4)	ESCO 事業、リース契約等の事業契約実績があること。とありますが、照明器具等の LED への取替、又は、既設空調設備の更新等と考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。
提案募集要項 3.3(5)	建設役割において、複数社設定した場合、本内容は各社提出する必要がありますでしょうか。	各社提出する必要があります。
提案募集要項 5.2.3)	質疑の回答は、いつ頃お送り頂けるのでしょうか。	募集要項「5.1 日程」に記載のとおり、10月13日(金)となります。
提案募集要項 6.1(2)	プレゼンテーションに際し、当日説明するパワーポイント資料の配布は可能でしょうか。またその際、配布する部数をご教示お願いします。	募集要項「11.1 ESCO 提案時の提出書類」に記載のとおり、パワーポイント資料等 8 部提出をお願いします。
提案募集要項 7.1(5)	既存物件の撤去・廃棄が含まれていますが、本物件の所有者は貴市との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
提案募集要項 7.1(5)	既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として適正に対処し、費用は提案金額に含めて事業者側が負担するという認識でよろしいでしょうか。	事業者が排出事業者として適正に対処し、費用も提案金額に含めてください。
提案募集要項 7.1(8)	サービス期間は、事業者側の提案期間で宜しいでしょうか。	よろしいです。
提案募集要項 7.7(4)	今回は、既存照明を新規 LED 照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED 照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED 照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	よろしいです。

(様式第1号の2)

No	質問内容	回答
提案募集要項 7.7(4)	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがありますが、この場合は、貴市の負担、もしくは協議して頂く事は可能でしょうか？	保険については、事業者側のリスクを軽減するために加入いただく事を前提としており、本市は負担いたしません。
提案募集要項 7.7(4)	動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
提案募集要項 7.7(4)	当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者がない、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
提案募集要項 9.1	賃貸借契約について、契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。	実情に応じて協議及び修正は可能です。
提案募集要項 11.2(1)1)	原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること（ワードまたはエクセルに限る）と記載がありますが、今回提出する所定様式の技術提案書等は、ワードまたはエクセルデータとしても提出しなければならないということでしょうか。原則ということで所定様式に合わせたパワーポイントデータとしての作成も可能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
様式第3号	グループ構成表の押印は、代表者のみの押印との認識で宜しいでしょうか。	構成員すべての押印をお願いします。
様式第5号の2	建設役割の企業だけが有資格技術職員内訳表を記載すれば、その他構成員は提出する必要はないでしょうか（記載の資格を保有していない場合）。	必要ありません。

(様式第 1 号の 2)

No	質問内容	回答
様式第 12 号～14 号	提出する各種様式について、A4 版〇枚以内とありますが、A4 両面の枚数でしょうか？それとも A4 片面枚数でしょうか？	募集要項「11.2 作成要領」に記載のとおり、A4(片面)枚数となります。
リスクと責任分担	共通／事業の中止・延期：周辺住民等の反対による事業の中止・延期について、これは事業者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。	原因者が事業者側の場合、事業者側にも責任があると考えます。
リスクと責任分担	計画・設計段階、建設段階／物価の変動：事業者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。	実情に応じて協議するものとします。
リスクと責任分担	維持管理関連／計画変更：事業者が必要と考える計画変更が発生した場合、貴市と協議の上、承諾を頂いた場合は、事業者側に責任は無いと考えてよろしいでしょうか。	実情に応じて協議するものとします。
その他	本件は、債務負担行為でしょうか。それとも、長期継続契約でしょうか。	債務負担行為です。
その他	長期継続契約の場合、 ①年度予算の削減や削除による契約の変更や解除はございますでしょうか。 ②その場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。 ③実際に同種契約において、契約解除となった実績はございますでしょうか。	債務負担行為です。
その他	債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	「別添 3_契約書雛形」第 22 条、第 23 条に記載のとおりです。
その他	契約期間中に施設の統廃合等、貴市の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	「別添 3_契約書雛形」第 23 条に記載のとおりです。